

高齢者も若者も契約トラブルにご注意を

若者をターゲットにしたインターネット関連の契約トラブルや高齢者を狙った屋根の修理工事の点検商法、音声ガイダンスによる不審電話などが増加しており、昨年度は同センターで3142件の相談がありました。最新のトラブル事例を知るとともに、契約してしまった、また契約前に少しでも怪しいと思ったときは一人で悩まず、消費生活センターに相談しましょう。

最近の事例をチェック!

ケース
1

「屋根瓦がずれているので無料点検します」と訪問し、点検後に工事が必要とあり、高額な工事を契約させる。



- (1)訪問してきた業者に自宅の間取りや家族構成を知られないよう安易に点検させない。
- (2)相見積もりをとる。

ケース
2

電力会社や総務省を名乗る自動音声ガイダンスの電話で「2時間後にサービスを停止します」とオペレーター役の犯人につながるよう誘導し、個人情報を出されたり架空請求をされたりする。



- (1)すぐに応じず、電話を切る。
- (2)名乗った会社などの公式連絡先に確認する。

「無料」・「安い」・「もうかる」などのうまい話はまず疑いましょう。
お金を支払う前に一人で判断せずに、身近な人やセンターなど誰かに相談することが大切です。



消費生活相談員
橋本正子さん

あやしい? 不安になったら、まずはお電話を消費生活センターが解決に向けてサポートします

相談時に以下の書類を手元に用意し、電話をかけるとスムーズな相談につながります。

見積書・契約書・パンフレット・契約相手の事業者からの説明資料・インターネットでの契約の場合は注文や確認画面のスクリーンショット

相談専用電話

☎844・2431

受付時間は
平日 午前9時30分～午後4時30分

土・日曜、祝日は

消費者ホットライン ☎188 に相談を! ※5月3日～6日は休止

相談無料・秘密厳守



センターでは、相談員が、まず電話で、いつ・どこで、どのような説明を受け申し込んだのかなど経過をお聞きします。対面での相談が必要になった場合は、相談員と時間を調整し、来所してもらうことも。解決に向け専門知識を生かしてサポートしますので、**契約から日にちが経過していても諦めずにご相談ください。**

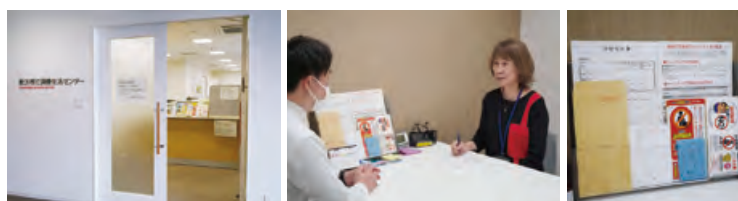
市立消費生活センター

〒573-0032 岡東町19-1 ステーションビル6階

昨年9月にステーションビル枚方に移転した同センター(写真)では、消費者問題に関する専門知識を持った消費生活相談員が相談者への助言のほか、必要に応じて事業者側との交渉など問題の解決に向けサポートします。

【開庁時間】 平日午前9時～午後5時30分
(相談受付は午前9時30分～午後4時30分)

☎消費生活センター ☎844・2433、☎843・5501



▲対面相談が必要になった場合に使用する相談室(中央写真)にはクーリングオフに使うはがきや手引き、訪問勧誘お断りステッカーなども設置。